

新在家南地区まちづくり協定

建築物等意匠のまち並みへの配慮に関する細則

新在家南地区まちづくり協定（令和元年8月締結）の運営にあたり、旧街道沿いのまち並みを少しずつでも育てていくため、新在家南地区まちづくり協定第9条に規定する建築意匠配慮道路に面する敷地において、建築物等意匠のまち並みへの配慮に関する細則を、以下の通り設ける。

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、「新在家南地区まちづくり協定」第12条第2項の規定に基づき、同協定第9条（建築物等意匠のまち並みへの配慮）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

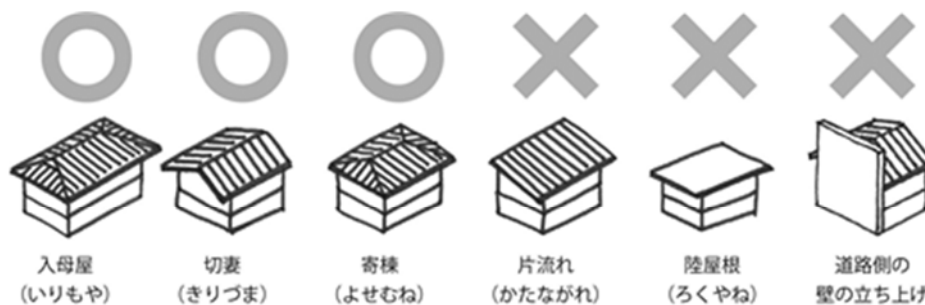
第2章 建築物等意匠のまち並みへの配慮

（外壁等の色彩）

第2条 建物の外壁等の色彩は「新在家南地区まちづくり協定」に従い、酒蔵のまちにふさわしい仕上げとし、落ち着いたグレー、ブラウンを基調色とする。また、基調色以外の強調色はマンセル色票系におけるR（赤）系、YR（橙）系、Y（黄）系、B（青）系、G（緑）系、P（紫）系とし、彩度・明度は「色彩景観誘導指針」に指定する範囲とする。

（屋根の形状）

第3条 屋根は2方向以上の傾斜を有し、建築意匠配慮道路から屋根の上面が視認可能な形態とする。



（敷地内の緑化）

第4条 敷地内は、植栽、生垣、花壇等により、まち並みの緑化に努めるものとする。

参 考 新在家南地区まちづくり協定（抜粋）

（建築物等意匠のまち並みへの配慮）

第9条 地区内の道路のうち別紙図面のとおり建築意匠配慮道路を指定し、これに面する敷地において建築する場合は、清潔で美しい街、歴史と水辺を生かした街にふさわしい意匠となるよう配慮する。

（補則）

第11条

2. この協定の運営に当たっては、委員会にまちづくり協定運営委員会を設置し、協定運営要領及び協定運用細則を設け、適正かつ公正な運用に努めるものとする。